
中土佐町立久礼保育所建設基本設計委託業務

特記仕様書（案）

平成29年3月

中土佐町

1. 業務概要

1. 1 委託概要

中土佐町立久礼保育所建設基本設計委託業務は、「中土佐町地域防災計画(平成27年3月)」、および以下の基本設計条件に基づき、中土佐町立久礼保育所建設に伴う保育所本体および直接関連する付帯施設等(駐車場、取付道路、園庭、遊歩道、附属建物(プール・プロパン庫・キュービクル等)、外構他)の基本設計を行い、必要な基本設計図書等を作成するものである。

保育所本体および付帯工事に直接関連して庁舎等用地実施設計 成果(保育用地造成工・法面工・擁壁工・道路工など)の変更が必要な場合は本業務に含むものとする。

1. 2 計画概要

- ① 業務名称 中土佐町立久礼保育所建設基本設計委託業務
(以下、「本設計業務」という。)
- ② 履行場所 高知県高岡郡中土佐町久礼7749番地1 ほか
- ③ 敷地面積 敷地面積 : 約19,000㎡
開発区域面積 : 11,823.42㎡
有効平場面積 : 上段 約4,700㎡ 下段 約900㎡
- ④ 用途 保育所
- ⑤ 計画定員 150人(0歳児 ~ 5歳児)
- ⑥ 想定職員数 保育士29人(正職員16人及び臨時的任用職員13人) 調理員 4人
合計 33人
- ⑦ 施設概要
 - ・保育所本体 : 約1,500~2,000㎡(想定延床面積)
階層、構造については敷地の形状と定員・職員数を考慮して提案する事
 - ・駐車場 : 来客者用 15台程度 保育園バス 1台
職員用 30台程度
 - ・関連施設 : 取付道路、園庭、遊歩道、附属建物(プール・プロパン庫・キュービクル等)、外構他
- ⑧ 都市計画条件等
 - ・用途地域 : 都市計画区域内
 - ・建ぺい率 : 60%
 - ・容積率 : 200%
- ⑨ 予算規模
中土佐町立久礼保育所建設の予算規模(保育所本体、駐車場、取付道路、園庭、遊歩道、附属建物(プール・プロパン庫・キュービクル等)、外構を含む)は、5億5千万円程度(消費税等を含む)とする。

1. 3 地震対策の概要

主要施設の耐震安全性は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日改定)によるものとし、構造体の耐震安全性の分類はⅡ類(目標:大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できる)とし、大地震に対する人命の安全確保に加えて機能確保を図ることとする。

また、造成地であることを考慮し、保育所本体は原則、切土上に建設することとする。ただし、一部を盛土上に建設する場合は、安全確保に十分配慮することとする。

2. 一般共通事項

2. 1 業務の実施条件

- ① 本設計業務は「一般業務」と「追加業務」とし、各業務内容は「3. 設計業務内容」による。
- ② 本設計業務は、本事業予算の上限を遵守しつつ、発注者が提示する建設基本計画および設計条件に基づいて実施すること。
- ③ 本設計業務の実施に当たっては、発注者と密に連絡をとり、適宜発注者の承諾を得るものとする。また、発注者が提示する要望に対して真摯に協議に応じるものとする。
- ④ 本設計業務の実施に当たっては、関係法令および適用基準等を遵守すること。
- ⑤ 設計図書の作成に当たっては、建築工事設計図書作成基準（平成21年版 建設大臣官房官庁営繕部監修）および国土交通省公共建築工事積算基準（平成19年版、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるものとする。
- ⑥ 住民説明会等での要望意見によって計画内容に変更が生じた場合には、設計図書等の修正を行うものとする。
- ⑦ 発注者が提示した予算額と受注者が設計した概算工事費との間に乖離がある場合には、受注者は概算工事費を予算額内に納める方策を発注者に提案し協議すること。協議の結果、設計内容の一部を変更する必要がある場合は発注者の指示に伴い設計図書等を修正すること。
- ⑧ 管理技術者の資格要件は次による。
 - ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ⑨ 業務の実施に際して協力事務所を使用する場合は、発注者の承諾を受けること。
- ⑩ 業務に関して疑義が生じた場合には、速やかに発注者と受注者は協議すること。
- ⑪ 本特記仕様書に規定のない事項については、業務委託契約書および公共建築設計業務委託共通仕様書によるほか、発注者・受注者協議の上決定する。

2. 2 業務計画書

- ① 委託業務契約締結後速やかに業務計画書を発注者に提出し、承諾を受けること。
- ② 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ・業務実施方針
 - ・業務工程表（打合せ工程を含む）
 - ・業務実施体制
 - ・担当技術者一覧表（提案書の記載と整合していること）
 - ・協力事務所の事務所概要（協力事務所を使用する場合）と担当技術者一覧表
 - ・その他発注者が指示する書類
- ③ ②に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で報告し、発注者の承諾を受けなければならない。ただし、担当技術者については原則として変更してはならない。

2. 3 打合せ・協議等

- ① 設計業務開始前の業務計画書に関する緊密な打合せのほか、設計業務過程の各段階においても定期的に打合せを行い、発注者と十分協議しながら業務を進めること。
- ② 作業の実施に当たって部外折衝を要する場合は、速やかに発注者に文書で報告し、その指示に従い処理すること。

2. 4 打合せ記録簿

発注者、関係官公庁および公益事業者等と協議等を行った場合は、速やかに打合せ記録簿を作成し、その写し1部を発注者へ提出すること。

また、最終的には、打合せ記録簿全てを成果品とともに製本して提出すること。

2. 5 適用基準等

特記なき場合は、適用基準等は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定または監修とする。
なお、最終年度版を使用すること。

(建 築)

- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 鉄骨設計標準図
- ・ 擁壁設計標準図
- ・ 建築設計基準および同解説
- ・ 構内舗装・排水設備基準および同解説
- ・ 建築構造設計基準および同解説
- ・ 建築非構部材の耐震設計指針
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準および同解説
- ・ 建築設計業務等電子納品要領

(建築積算)

- ・ 建築数量積算基準（建築積算研究会）
- ・ 建築工事内訳書標準書式
- ・ 公共建築工事積算基準

(建築設備)

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 排水再利用・雨水利用システム設計基準・同解説
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

(設備積算)

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 電気設備工事チェック要領

2. 6 使用言語等

本委託業務に使用する言語は日本語、数字は算用数字、単位はS I単位系、通貨は日本円とする。

2. 7 設計図書作成上の留意事項

(1) 設計図書の作成方法

設計図はCADで作成すること。

(2) 特許に係わる材料・工法等

設計図書で指定する材料・工法等は、基本的に特許に係わる特定の製品名、製造所名等の記載や特許に係わる特定の製品等が推定されるような表現を避けること。

どうしても特許に係わる材料・工法等を指定したい場合には、あらかじめ発注者と協議し、承諾を受けること。

(3) 特殊な工法等

適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承諾を受けること。

(4) 仕様の記載方法

材料・製品等の仕様は、特定メーカーの材料・製品に限定されるような表現を避けること。製品のグレード等を指定するために製品名、製造社名等を記載する場合は、該当する複数の製品名、製造社名等を例示し、「同等品」と記載すること。

2. 8 業務の履行期限

業務の履行期限は、平成29年8月31日とする。

3. 設計業務内容

本項は、本設計業務の概要を示したものであり、基本設計業務の実施に当たっては発注者と打合せの上決定するものとする。

3. 1 業務内容

(1) 一般業務

・国土交通省告示第15号 別添一 第1項第一号の基本設計に関する標準業務とする。

(2) 追加業務

・各種シミュレーション

風環境：周辺地形を含む範囲における3方位でのシミュレーション（現況・計画）
建物内部における3方位でのシミュレーション

熱環境：建物内部におけるシミュレーション

光環境：周辺地形を含む範囲における日影シミュレーション
建物内部におけるシミュレーション

・LCC評価

・各種説明会等資料の作成（パース等、動画を含む）

・関係官公庁との協議・申請資料の作成

・その他必要な諸業務

3. 2 地震対策

(1) 地震対策

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日改定）による庁舎本体の耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

対象施設	分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	B類
建築設備	乙類

南海トラフの巨大地震による中土佐町の揺れは最大震度7（激震）と想定されており、災害弱者である保育園児が集う久礼保育所は被災時においても機能を維持する必要がある。このため、従来の耐震構造に限らず免震構造または制振構造の採用も含めて検討し、効率的に所定の耐震安全性が確保できる構造形式を選定すること。

3. 3 業務に当たっての留意点

以下の点に留意し、業務を実施すること。

- ① 久礼保育所予定地については、すでに開発許可を受けているため、その範囲内での計画を行うこと。ただし、必要がある場合は、既存造成計画の一部を変更することは可能とし、その場合は開発許可変更申請を行うための資料作成を行うこととする。
- ② エントランス周辺に計画する来客用駐車場においては、園児の送迎を想定し、利便性の高い区画や動線に配慮すること。

- ③ 久礼保育所建設にあたっては、久礼中学校に隣接し、また久礼小中学校通学路との関係もあるのでプライバシー、日照、景観、風環境の変化等について、児童生徒や近隣住民に対して配慮した設計を行うこと。
- ④ 同時期に新庁舎および消防分署の建設が予定されており、工事時の施工ヤードや動線の調整が必要な敷地であるので、工事の際の施工方法、施工手順等について周囲に影響を与えないように十分検討し、他施設の計画とも調整を図ること。
- ⑤ 基本設計概要に関する住民説明会を実施する必要がある場合は、説明会の開催に協力すること。
- ⑥ 発注者が別途発注する本設計業務に関連する業務および導入する建設工事入札方式等について、必要に応じて十分な協議、連携を行い、真摯に対応すること。

3. 4 成果品

設計図書作成業務に関する成果品の概要を示したものであり、基本設計業務の実施に当たって発注者と打合せの上決定するものとする。

また、業務の途中であっても、図書の提出を求められた場合は速やかに投じること。

(1) 設計図書

a. 建築基本設計図書

- ・ 建築計画概要書（建物概要・配置計画・動線計画・意匠計画・景観計画・防犯計画・防災計画・構造計画・外構計画・植栽計画・雨水排水計画・取付道路計画・工程計画・施工計画等を含む）
- ・ 仕上げ表（内外主要部）
- ・ 面積表（建築基準法による）
- ・ 敷地案内図
- ・ 配置図および外構計画図
- ・ 各階平面図
- ・ 立面図（各面）
- ・ 断面図
- ・ 構造工法検討書，基本構造図および概略計算書
- ・ 工事費概算書
- ・ 概略工事工程表
- ・ 建築工事概略施工計画図（総合仮設計画等）
- ・ 各種技術資料

b. 電気設備基本設計図書

- ・ 電気設備計画概要書（電力設備・通信設備・防災計画等）
- ・ 工事費概算書
- ・ 仕様概要書
- ・ 機器系統図
- ・ 主要機器プロット図
- ・ 各種技術資料

c. 機械設備基本設計図書

- ・ 機械設備計画概要書（空調設備・給排水衛生設備・昇降機設備・防災計画等）
- ・ 工事費概算書
- ・ 仕様概要書（空調設備方式検討書含む）
- ・ 機器系統図
- ・ 主要機器プロット図
- ・ 各種技術資料

d. 検討書（LCC評価）

(2) 各種シミュレーション結果

(3) 打合せ記録簿

3. 5 成果品の提出

成果品の仕様および提出部数は、下表のとおりとする。

成果品の仕様および提出部数

種 別		提出部数		備 考
		原 図	コピー	
・建築基本設計図書		1部	3部	○原図 ・ケースに入れて提出すること。 ・記録メディアに各種データを格納し、提出すること。なお、図面およびパース一式についてはPDFファイルでも提出すること。なお、提出物にはパッキングリストを添付すること。 ○コピー ・1部：黒表紙金文字本製本（A4版） （イメージパース含む） ・その他部数：のり付けくるみ製本（A4版） ・設計図等はA3版（見開き）とする。
・電気設備基本設計図書 ・機械設備基本設計図書 ・既設改造図 ・検討書 ・工事費概算書		1部	3部	
透視図（イメージパース：PDF）	外観図	4面		・A3版 600dpi程度とする。 ・内観図はエントランス、保育室、遊戯室の各2面ずつとする。
	鳥瞰図	2面		
	内観図	6面		
・打合せ記録簿		—	1	・ファイル製本